

令和4年8月4日

指名停止措置を行いました

～不正又は不誠実な行為～

北海道開発局は、株式会社阿部建設に対し、同社及び同社役員が札幌簡易裁判所において、労働安全衛生法違反として罰金刑に処され、その刑が確定したことから、指名停止1か月の措置を行いました。（「北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領」別表第2第15号に該当）

株式会社阿部建設は、令和3年6月22日、同社の労働者が令和3年6月17日、石狩郡新篠津村の工事現場で負傷し、翌日から4日以上休業したのに「令和3年6月17日、会社の倉庫にて怪我をした。」旨の虚偽の労働者死傷病報告書を札幌東労働基準監督署長へ提出した。

これにより、同社及び同社役員が札幌簡易裁判所において、労働安全衛生法違反として罰金刑に処され、その刑が確定したことから、指名停止措置を行うものです。

記

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
株式会社阿部建設	石狩郡新篠津村第37線南1番地

2. 指名停止措置期間：令和4年8月4日～令和4年9月3日（1か月）

3. 指名停止措置の範囲：北海道開発局管内

4. 参考

○指名停止措置要領別表第2第15号

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上9か月以内

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 電話（代表）011-709-2311

事業振興部 工事管理課 工事契約管理官 五十嵐 輝（内線5490）

事業振興部 工事管理課 課長補佐 中本 敦浩（内線5482）

事業振興部 工事管理課 契約指導第2係長 小高 洋輔（内線5499）

北海道開発局ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/>

